

この春、全国のほとんどの学校が休校になった。子どもたちも保護者も学校も、さぞかし難儀なことだったと思う。筆者にも小学生、中学生、高校生の孫が何人もいるので、その動向が気掛かりでならなかった。

学校が再開しても問題は終わらない。学習の遅れを取り戻すには夏休みを短くせざるを得ないなど、当事者や関係者の気苦労はまだ続く。

一斉休校のきっかけは2月27日の安倍晋三首相による突然の要請だった。ただ、冷静に考えると、首相に休校を決める権限も要請する権限もない。休校にするかどうかは、公立学校であれば学校を管理・運営する教育委員会の権限である。

いったい、全国の教育委員会とはどのような議論や検討を経て、休校を決めたのか。最近それが徐々に明らかになってきた。休校を決めた際の教育委員会の会議録が公開される時期になったからである。驚いたことに、ほとんどの教育委員会は休校を決めるにあたって、まともな議論をした形跡がない。例えば、中部地方

教育長は委員の意見聴け

首相の休校要請、根拠は？ 片山 善博

のある県庁所在地で、3月3日から15日まで市立学校を休校とした。経緯は11日の教育委員会臨時会における教育長の報告で知ることができる。

それによると、「内閣総理大臣から学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示された」ことにより、「臨時休業を決定した」とある。続けて、「本来ならば教育委員会会議を開催」した上で決めるべき案件だが、「会議を招集する時間的余裕がなかった」ため、教育長が「専断処分」したと説明している。

教育長は報道によつて首相発言を知り、それでも「二もなく休校にしなければと思ひ込んだのだろう。それなら思

の、休校措置は教育委員会の会議で決めなければならぬのに、その手続きも無視した。会議を開く時間的余裕が本

当になかったか。津波が襲ってくるとか、敵が上陸したなど、寸刻を争う事態ではなかった。首相の要請があった以上、形式的な会議を開いてあれこれ議論する意味などない、というのが本音だったのではないか。

本日はこんな時にこそ会議を開かなければならない。教育委員会の存在意義は、とかく上意下達になりがちな教育長やその配下の事務局を常識的な目線でたしなめたり、教育長が独断に陥らないように

チェックしたりするところにあるからだ。

このたびは教育長の思考停止を解く必要があり、その役割を担うのが会議の場だった。筆者が教育委員だったからこそ、その論点を持ち出しただろう。

そもそも首相の休校要請はどんな法的根拠や権限に基づくのか。首相になんらの権限もないことは明らかである。慌てて要請に従うことはない。

ただ、せっかくの機会を生かし、市独自の判断で休校にする必要があるかどうかを検討することはあつていい。それには地域の新型コロナウイルス感染状況を把握し、できれば地元大学の感染症の専門家などから、休校の必要性に

ついて意見を聴くのがいい。

休校にした場合に子どもたちに与える影響は必ず知っておくべきだ。それには校長など教育現場の声に耳を傾ける必要がある。さらに、普段子どもが学校に通っていることを前提に仕事をしている親たちの事情も聴いておくべきである。いざ休校となったら企業などに親の勤務形態を柔軟にしてみようよう協力要請するのが望ましいからだ。

これが教育委員会の常識的対応だと思つたが、現実にはこの市のように首相の一言やそれに続く文部科学省からの要請で金縛り状態になった教育委員会が多かったようだ。そこでは休校が子どもたちの教育権を奪うことや、学校、家庭や社会に甚大な影響を与えることの認識は実に希薄である。

その一方で、中部地方のある市のように、会議を開いて委員から問題点や課題を指摘され、それを踏まえて対応したことが分かる例外的なケースもある。

皆さんも、自分の自治体の教育委員会が休校を決めるにあたってどんな議論や検討をしたのか、この際点検してみてはどうか。子どもたちの教育をあずかる教育委員会の力量や見識を確かめるにはいい機会だと思ふ。



かたやま・よしひろ 1951年、岡山県生まれ。東大法学部卒。自治省（現総務省）に入り、府県税課長などを経て99年、鳥取県知事に就任。2010年の野田改造内閣で総務相。慶応大教授などを経て現職。地方制度調査会副会長なども歴任。著書に「地方自治と図書館」（共著）など。